

審議内容

《開催結果の概要》

- 第4回審議会後において、各委員より下水道事業ビジョン案について修正等の意見はなかったため、審議会として、冊子版の下水道事業ビジョンを最終として認められた。

【議題】

- 事務局より、答申書（案）の読み上げ説明。
- 答申書（案）の文書修正については会長に一任とした。

【報告】

- 財政計画等の報告について説明。（資料番号1）
- 河川の水質改善について説明。（資料番号2）

《議事概要》

事務局： 審議会開催に当たって委員の出席状況について、9名の委員に出席いただいております。経営審議会規程第4条第3項の規定により、会議が成立していることを報告及び配布資料等確認。

本会議の会議録は、発言内容を要約筆記で作成し、公表することを説明。

部長： 《挨拶》

会長： 第4回審議会後における各委員からの意見の状況の報告について説明を求める。

事務局： 前回会議から9月末を期限としていたビジョンに対する意見、修正点等なし。

会長： 城陽市下水道事業ビジョンについては、審議会として本案を最終案としたいと思うがどうか。

一同： 意見なし

会長： 内容についての修正はないが、デザイン等の編集内容について、事務局より

審議内容

説明願う。

事務局：《下水道事業ビジョン案について説明（冊子）》

会 長： 意見等はあるか。

一 同： 意見なし

会 長： 議事次第に従い、議題①、答申書（案）について審議を行う。答申については、これまでの審議内容を踏まえ、答申書（案）としてとりまとめている。内容について事務局から説明願う。

事務局：《答申書（案）について、読み上げて説明》

会 長： 意見等はあるか。

委 員： ③のイ．適切な維持管理について、雨天時の下水道管への流入対策をする目的について、道路陥没の恐れもあり、市民生活の道路下の安全を確保するためにも、浸入水を防ぐということを出すのも1つ。

委 員： 維持管理のところで、硫化水素の問題で管の劣化があり、そのあたりの点検は非常に重要と思う。そのあたりの安全というポイントは、どこかに加えてもいいかと思う。

事務局： 浸入水の関係で、老朽化に伴って土砂が流れ込み、空洞ができて陥没という可能性は十分ある。防ぐ意味でも、対策や調査を維持管理の中でやる要因の一つになる。

一 同： 意見なし

会 長： 1つ意見をいただき、③のイ．適切な維持管理について、取り入れていただきたい。その他のところはこれで了承していただいたと思う。大きな修正にはならないので、会長一任でどうか。

一 同： 意見なし

会 長： 次に、報告、①財政計画について、事務局から説明願う。

事務局： 《報告 財政計画について（資料番号1）の説明》

会 長： 議題ではなく報告事項であるが、意見等はあるか。

審議内容

委員： 前回、影響率の説明を受けた時に、200m3以上のところの影響が大きいなどというのが、感想でした。各企業は新型コロナの中で苦戦しているところも多い中で、20%の増加ってというのは大きいなというのが第一印象であった。その中で緩和措置ということで、1億円の借入れを実施し、当初の案から、影響率が半分になる。今このタイミングで増額をやめておくと、どんどん先にしわ寄せがいき、今、改定をやめてしまうと、将来に向かってさらに大きな負担となってくる。20%は少し大きすぎるので借入れも実施しながら緩和してやっていく、この辺りが妥当ではないかと感じているところである。

もう1つ、緩和措置の期間が約2年半ほどであったがこれはあっという間に過ぎてしまう。2年半後には緩和措置期間が終了するので、ずっとこの緩和措置じゃないということはしっかり広報していく必要がある。

事務局： 定期的にお知らせをして、企業の理解を得ながら進めていければと思っている。そこはきちんとさせていただく。

委員： 財政計画表を拝見し、令和3年度から5年度までの計画値と、令和11年度での資金不足の解消、非常に今までの議論を踏まえて綿密に考えられているということで、評価できると思う。ただ、この軽減措置を行うことによって、一般会計の長期借入金を1億円積み増しするとなる。企業債などの残高が令和11年度に11,857,219千円まで減る一方、長期借入金の残高はそのまま残ることは、この部分の返済は令和12年以降に持ち越されるということ。

人口が増えているとは思えない城陽市なので、今後一般家庭も急速に増えていくということはあまり考えられない。そう思うと、今後の企業の発展などは見込まれてくると思うが、定住している私たち一般市民などの家庭に対する負担が、今のこの計画以降にどんどん持ち越されていくような気がしてならないので、それはちょっと不安に思う。

事務局： 下水道事業会計が抱えている歳出は、ほとんど義務的経費で決まっている。

借金の償還、借金の利子、流域下水道の支払いなど決められている。それは徐々に減っていくが、支えていく人間が減ると1人当たりの負担というのが理論上大きくなってしまふ部分がある。短期間に非常に大きくした借金の方は、

審議内容

元金が減っていくので、プラスの要素はあるがそことのバランスである。支える人間が減っていく分もあれば、分母が減っていく部分もある。ただ、分母が減っていく一方で、将来の備えも必要で、総合的にミックスし、料金は決めていくべきものである。この10年の計画であるが、5年間が経った時点で、今回案の計画について、見込み部分を点検し、都度、軌道修正を図りながら、料金改定を放置せずに定期的に行うためにも、きっちり点検をかけていく。今回は、平成20年から12年が経過してしまっているが、そういったこともないよう、一般家庭に急激なご負担の変動がないように考えていきたいと思っている。

委員： 大口使用者である企業だが、ご存じのとおり、城陽市の企業の経営はガタガタであるので、少しでも経過措置の中で改定率が少ない方が越したことはない。

汚水関係の処理を減らす方法は何か仕掛けや仕組みはないのか。例であるが、環境省がしている省エネ補助金がある。これは、電球を全部LEDに替えればそれに対して、補助率はいくらかという国の制度がある。厚生労働省であれば、受動喫煙の関係で、補助金が出たり助成金が出たりという仕組みがある。企業が少しでも使用料を減らせるような国の制度があれば、情報として流していただきたい。なければ、色々なところに働きかけていただきたいと思う。その辺のところの情報について教えていただきたい。

事務局： 経営する中では、排出を少なくして支払いを少なくするという理屈はよくわかる。ただし、下水道事業者としては、確かにランニングコストは減ります。ただイニシャルコスト、流入するのが減ると負担は増えていく反対みたいなことになり、事業者としては難しいところはある。ただそういう制度、また新しく制度になるということがあれば、そういう情報はお知らせできる。特に、大口事業所は、一定処理をした中で下水に流されているところもあるので、そういう処理方法も、また技術が進展していくと比較的安くなることも考えられるので、そのような情報があれば、またお知らせする。

委員： ビジョンの策定の諮問と特に関係ないが、委員がおっしゃったように、長期貸付は先送りしているだけである。1億円を市から借入れたので、これでこの問題は終わりではなくて、基本的には令和12年度以降に先送りした形である

審議内容

ので、そこはしっかりと理解をしていただきたい。

会 長： 財政計画等に関しては、直接、答申書には影響を及ぼすことではないが、今後のビジョンの推進にあたっては、市議会あるいは市民の皆さんの理解が必要。

ビジョンの推進においては、適宜わかりやすく説明をしていただくよう、市の方をお願いします。

会 長： 次に、報告、②河川の水質改善について、事務局から説明願う。

事務局： ≪報告 河川の水質改善について（資料番号2）の説明≫

会 長： 何か意見等はあるか。

一 同： 意見なし

会 長： 本審議会の諮問事項については、今回をもってすべての審議を終了しました。委員の皆さま方、長期間にわたり大変ご苦労さまでした。感謝申し上げます。

事務局： 令和元年8月1日に第1回の審議会を開催して以降、長期間にわたり審議会におけるご審議をいただき、改めてお礼を申し上げます。本審議会での審議の終了に伴い、会長から一言あいさつをお願いします。

会 長： 皆さま方の真摯なご意見等を賜り、この審議会を滞りなく進めさせていただいた。本当に感謝申し上げます。

答申に関し、十数年の計画としているがこれを着実に実行していくためには、何らかの形で途中途中に見直しあるいは意見を聞くようなことをぜひお願いしたい。

事務局： 答申は、11月24日に城陽市公営企業管理者職務代理者に行う予定。答申が行われた旨、委員へお知らせする。また、製本したビジョンの冊子ができれば委員へ送る。

副市長： ≪挨拶≫

事務局： 散会